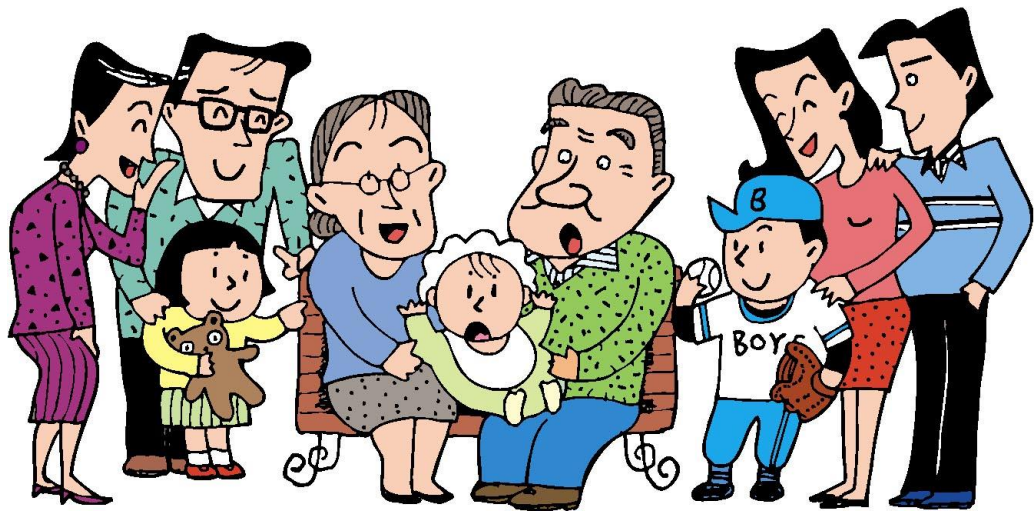


第10次留萌市交通安全計画

平成29年度～平成33年度



北海道留萌市交通安全対策会議

目 次

第1章	交通安全計画について	1
1	計画の位置づけ・期間等	1
2	計画の基本的な考え方	2
3	計画の推進	2
第2章	交通事故等の現状等	2
1	道路交通事故の現状	2
2	道路交通を取り巻く状況の展望	5
3	道路交通事故の見通し	6
第3章	交通安全計画における目標	6
第4章	道路交通の安全についての対策	6
1	交通事故のない留萌市を目指して	6
2	重点課題	8
	(1) 高齢者、障がい者及び子どもの安全確保	8
	(2) 飲酒運転の根絶	8
	(3) 歩行者及び自転車の安全確保	9
	(4) 市民自らの意識の醸成	9
3	講じようとする施策	9
	(1) 道路交通環境の整備	9
	(2) 交通安全思想の普及徹底	10
	①段階的・体系的な交通安全教育の推進	10
	②交通安全に関する普及啓発活動の推進	12
	(3) 安全運転の確保	14
	①安全運転教育の充実	14
	②安全運転管理の推進	15
	③道路交通に関連する情報の充実	15
	(4) 救助・救急活動の充実	15
	(5) 被害者支援の充実と推進	15
	①交通遺児への支援	15
	②交通事故被害者等への支援	15
	(6) 冬季における交通安全の確保	16
	①冬季道路交通環境の整備	16
	②冬季交通安全思想の普及徹底	16

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置づけ・期間等

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、全国的に道路交通事故の死傷者数が激増し、社会問題と化しました。

このため、国においては交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

これに基づき、北海道においては昭和46年度以降、9次にわたる北海道交通安全計画を策定しています。

留萌市においては、この計画に基づき留萌市交通安全計画を策定し、市、警察署及び関係民間団体等が一体となって交通安全対策に努めてきたところです。

その結果、事故発生件数は、平成23年に38件あったものが平成27年には12件まで減少し、死傷者については、44人が15人に減少しています。

しかしながら、交通事故そのものが無くなったわけではありません。

交通事故の防止は、国・道・市・関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していかなければなりません。

この留萌市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び第10次北海道交通安全計画に基づき、平成29年度から平成33年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

本市においては、この交通安全計画に基づいて施策を実施するとともに、市民の十分な理解と協力を得て、その効果を高めるよう努めていきます。

なお、平成28年度については、第10次北海道交通安全計画が平成28年7月に策定公表されたことにより、引き続き第9次留萌市交通安全計画に基づき、活動を推進してきました。

2 計画の基本的な考え方

留萌市は、人口の減少及び少子高齢化の時代を迎え、このような環境変化の中で真に豊かで活力ある社会を構築していくために、大規模な災害や交通事故、犯罪等に対する不安のない、安全で安心して暮らせる生活を確保していくことが極めて重要です。

その際、交通事故による被害者数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことなどを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図って行くための重要な要素です。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案すると、究極的には交通事故のない社会を目指し、安全で安心な社会の実現に向けて、特に、弱い立場にある高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要です。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策に取り組んでまいります。

3 計画の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところでありますが、前方不注視や操作不適といった安全運転義務違反に起因する交通事故は、依然として多く、全体の6割を占めています。このため、これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていきます。

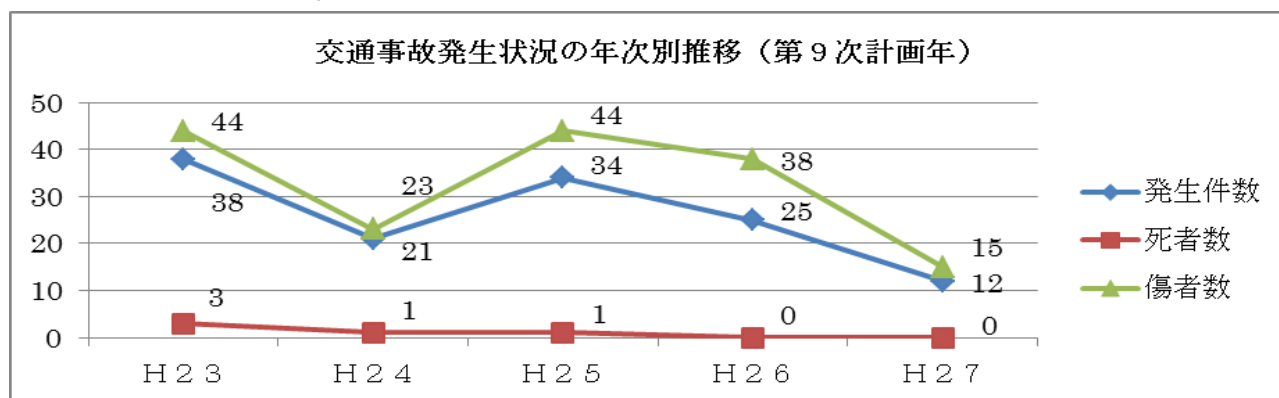
また、第10次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々々の状況を的確に踏まえた取組を行います。

第2章 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状

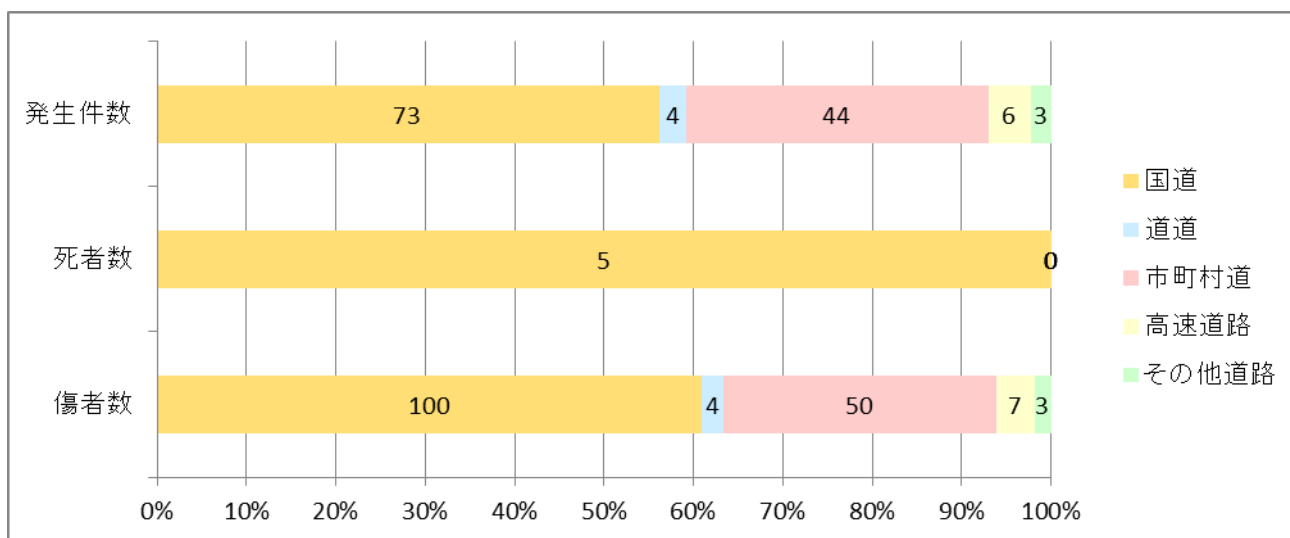
留萌市内での交通事故による死傷者数は、平成23年から平成27年までの5年間（第9次計画）では、事故発生130件、傷者数164人、死者数5人になっています。

これは、第8次計画中の5年間の発生状況と比較すると、事故発生165件減少（44%減）、傷者数215人減少（57%減）、死者数1人減少（20%減）とそれぞれ大幅に減少しました。

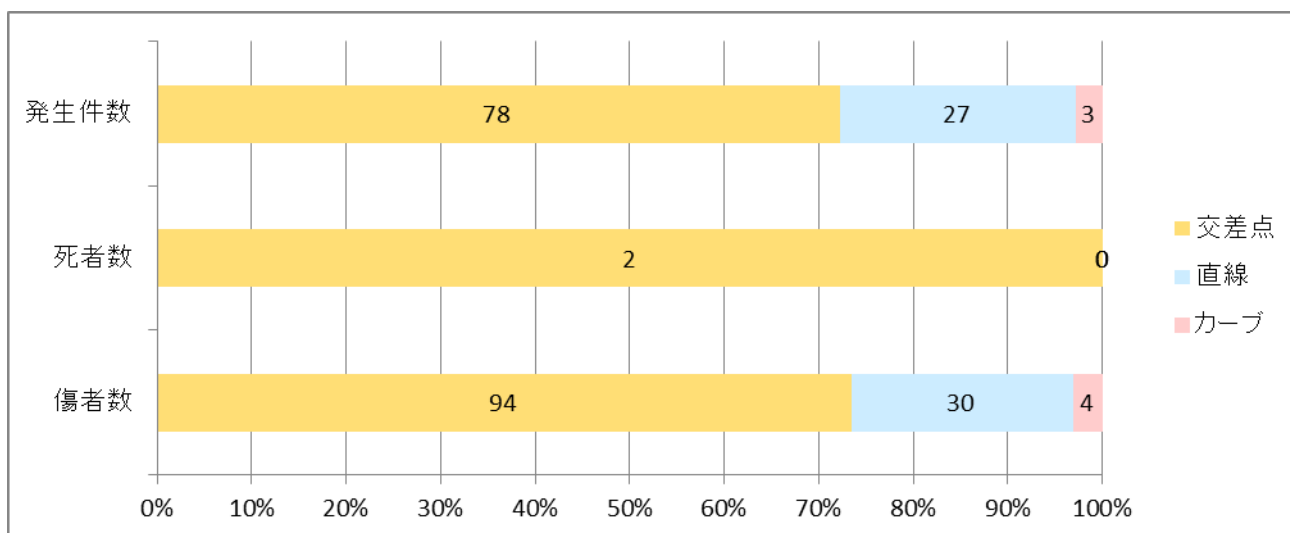


過去5年間の交通事故の状況は、次のとおりです。

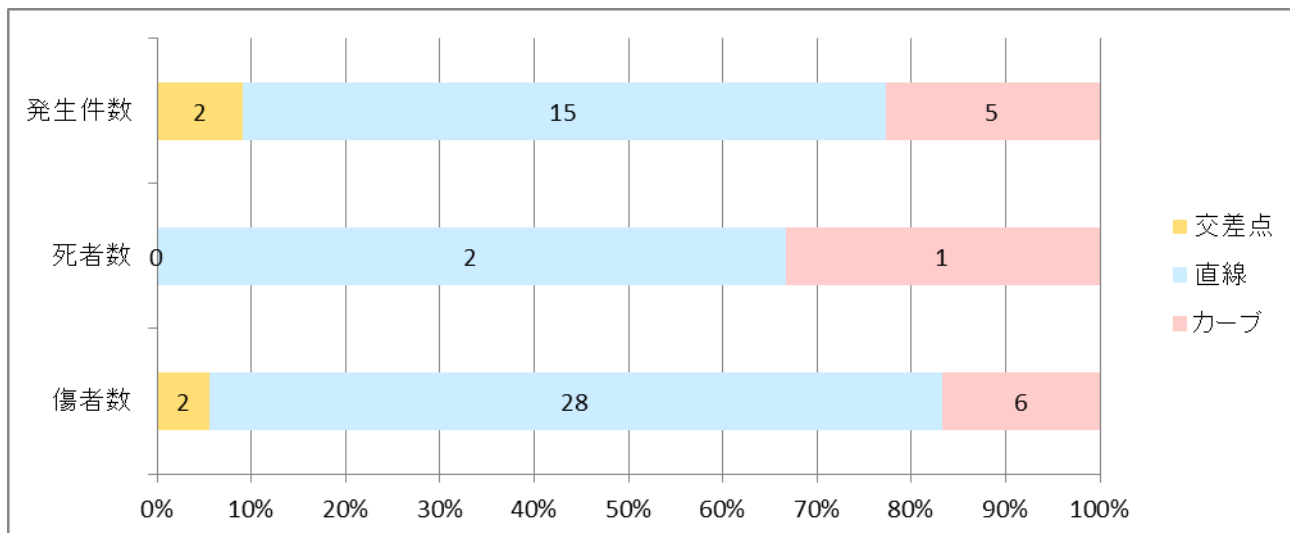
① 道路別では、国道・市道での発生が大半を占め、すべての死亡事故が国道で発生しています。



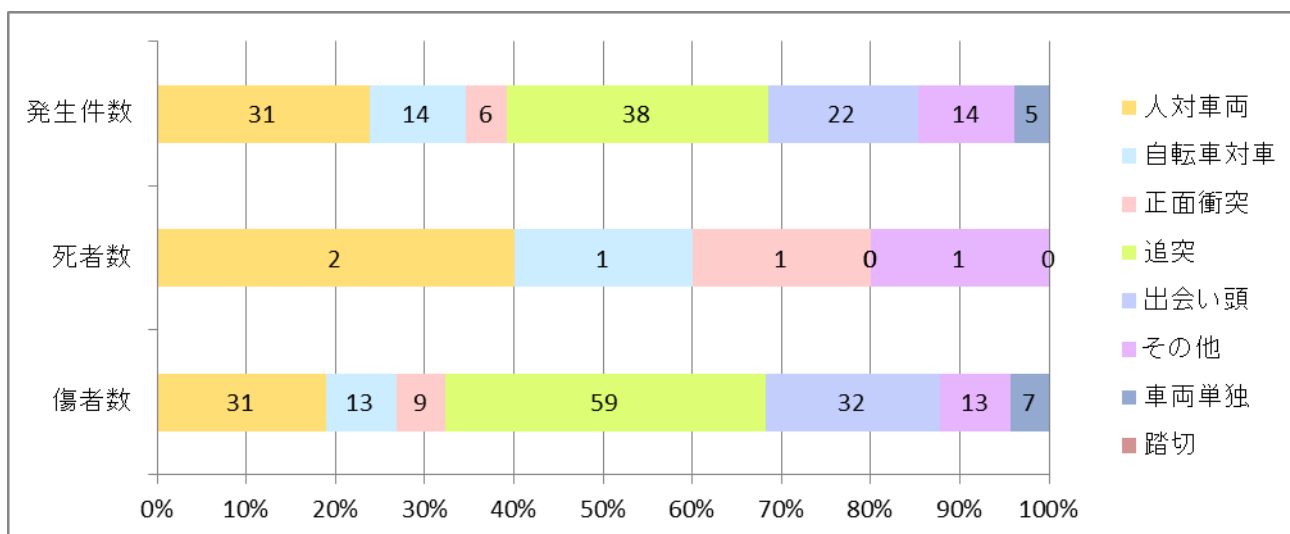
② 市街地では、交差点の事故が約72%と多く発生しています。



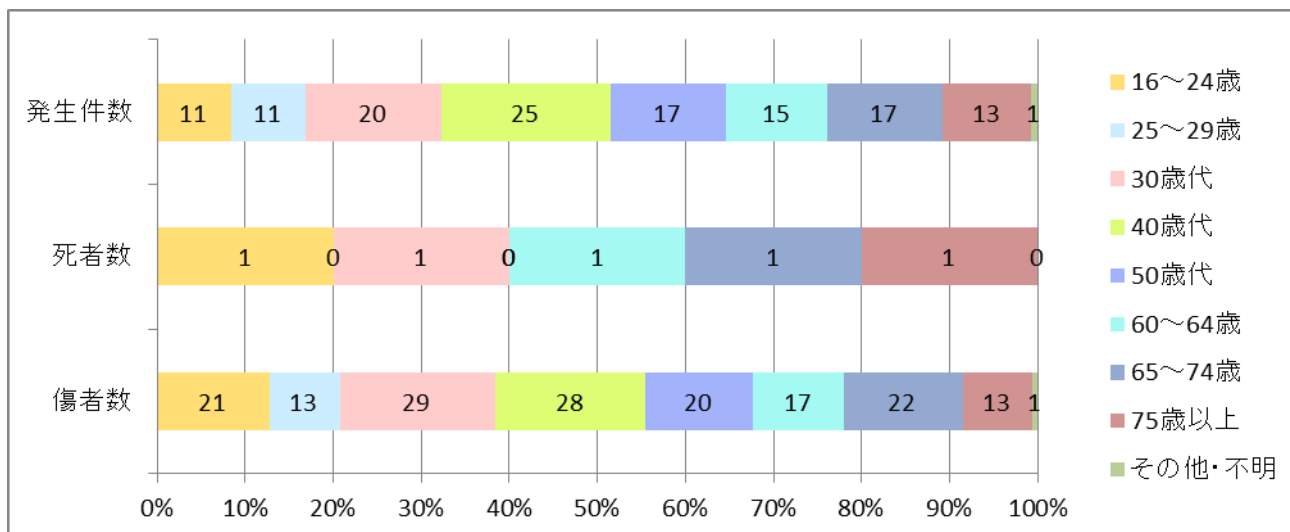
③ 郊外では、発生件数・死者数・傷者数すべてが直線部で多く発生しています。



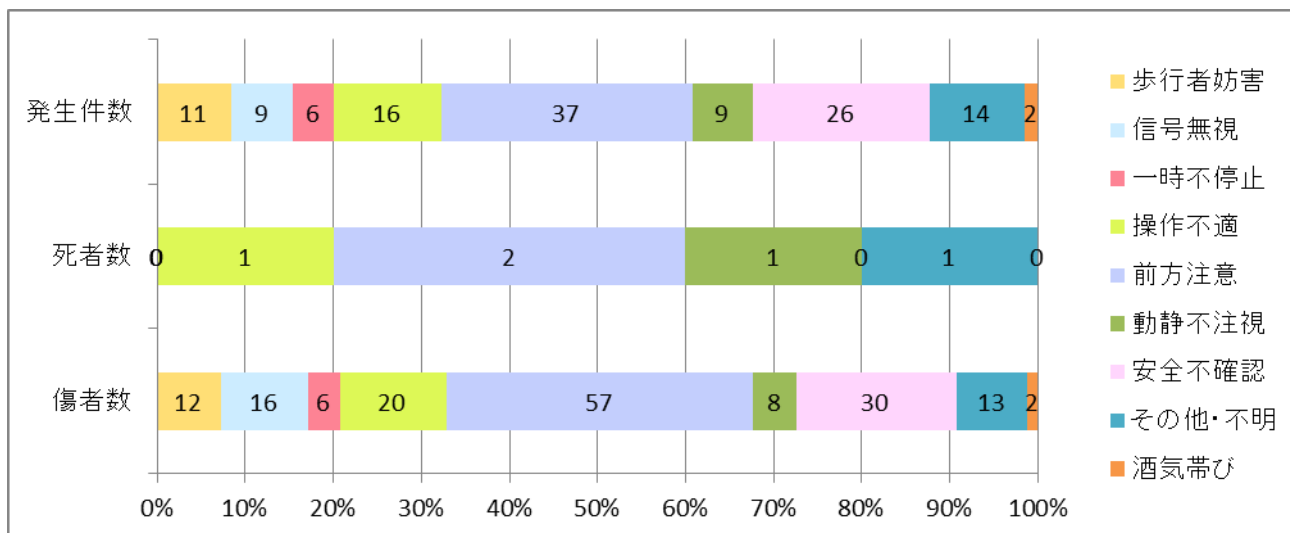
④ 事故類型では、追突事故（約30%）が最も多く、次に人対車両（約24%）、出会い頭（約17%）の順となっています。



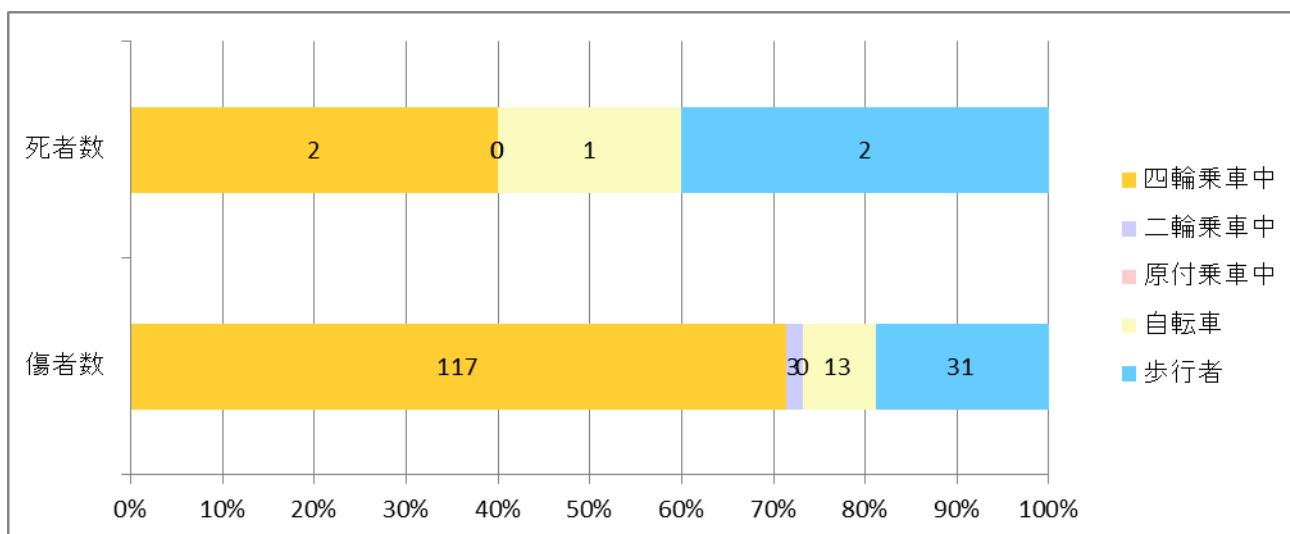
⑤ 発生件数の当事者年齢では、40歳代が一番多く運転する機会がある年代とも言えます。また、高齢者（65歳以上）が占める割合は約23%です。



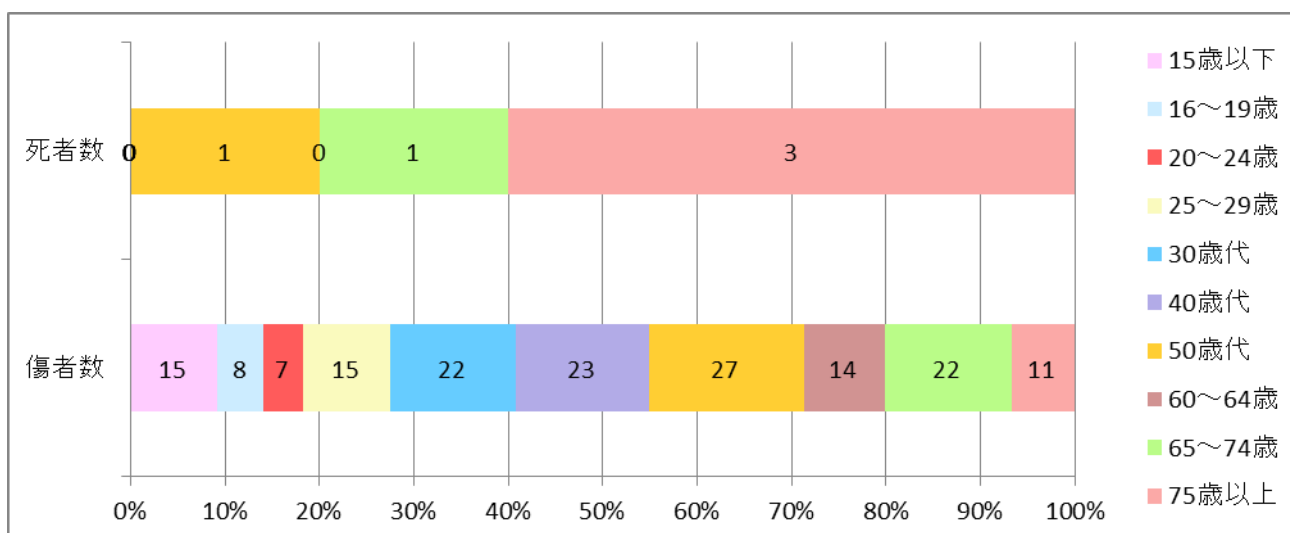
⑥ 違反別では、安全運転義務違反（前方注意・安全不確認・操作不適等）が約6割を占め、以下歩行者妨害、信号無視、動静不注視の順となっています。



⑦ 死者数の状態別では、四輪乗車中と歩行者で8割を占め、傷者数の状態別では、四輪乗車中が7割強と四輪乗車中が多数を占めております。



⑧ 死者の年齢別では、高齢者（65歳以上）が6割、傷者の年齢別では、50歳代が27人（約17%）と最も多く、次に40歳代（約14%）、以下、高齢者・30歳代（ともに13%）の順となっています。



2 道路交通を取り巻く状況の展望

留萌市の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数・車両保有台数（留萌警察署統計より）は、ほぼ横ばいが予想され、自動車走行台数については深川留萌自動車道の大和田インターの開通と道道留萌小平線の萌平トンネルが開通したことにより不確定の要素はありますが、ほぼ横ばいで推移するものと考えられます。

また、地域の特性である海水浴期の通行車両の一時的な増大についても、引き続き同程度と思われれます。

今後、見込まれている高齢者人口の増加と高齢者運転免許保有者数の増加は、道路交通にも大きな影響を与えると考えられます。

3 道路交通事故の見通し

留萌市での交通事故発生状況は、第2章1「道路交通事故の現状」で示したとおり、発生件数・死者数・傷者数とも年々減少傾向ではありますが、事故発生の危険性は市内各所に潜んでおり、今後、高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者による事故の増など事故発生に予断を許さない状況です。

第3章 交通安全計画における目標

1 道路交通の安全についての目標

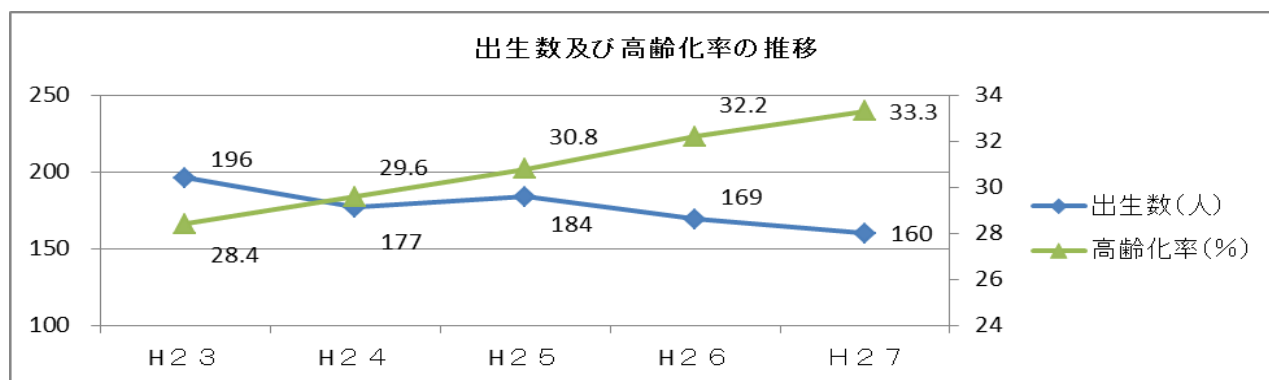
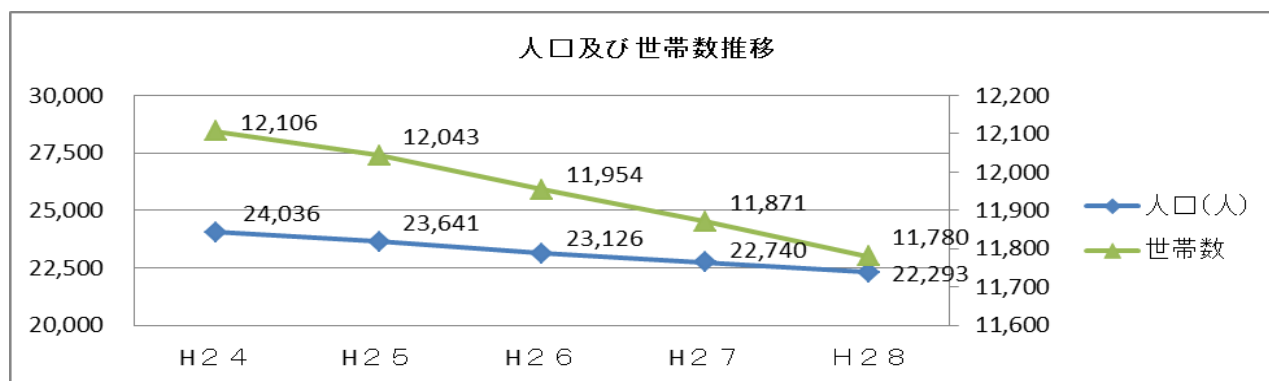
交通事故のない社会を達成することが究極の目標です。一朝一夕に、この目標を達成することは困難であると考えられることから、留萌市第6次総合計画に基づき、目標値は次のとおりとします。

数値目標 交通事故死者数を0人、人身を伴う交通事故発生件数を10件以下にすることを目指します。

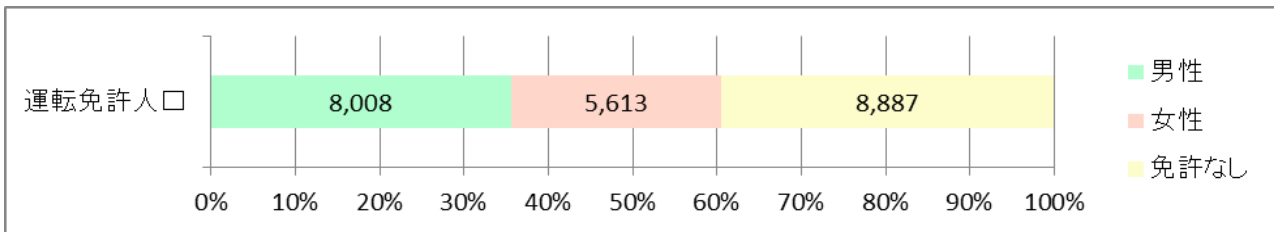
第4章 道路交通の安全についての対策

1 交通事故のない留萌市を目指して

ここ5年間の留萌市の人口及び世帯数は、平成23年3月末現在24,489人、12,223世帯に対し、平成28年3月末現在22,293人、11,780世帯となり人口、世帯数とも減少が続いています。また、少子高齢化にも歯止めがかからず、平成23年出生数182人に対し、平成27年出生数149人、高齢化率（65歳以上）も平成23年12月末現在28.4%に対し平成27年12月末現在33.3%と進行しています。



自動車登録台数は平成27年3月末現在15,864台で1世帯あたり1.34台を所有し、運転免許人口は、平成27年12月末現在、男性8,008人、女性5,613人、合計13,621人となっており、市民の約6割の方が免許を所有しております。



市内の道路網は、元川町交差点を起終点とする国道3路線（実延長38.5km）と、それを補完する道道9路線（実延長47.6km）、及び市道495路線（実延長217.7km）で構成しています。

このような交通状況の中で、交通事故のない安全で安心な留萌市を実現させ、子ども、高齢者を含むすべての市民が「住んでよかった」と実感できる社会を築くことが必要です。

そのために、人命尊重の理念に基づき積極的に交通安全対策を講じることにより、究極的には「交通事故のない留萌市」を目指していきます。

第一に、人に対する安全対策については、留萌市民一人ひとりの交通安全意識の醸成を図るため、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させます。

未来を担う子どもや高齢者、障がい者等、すべての人がそれぞれ協力し合って、交通事故のない留萌市を創り上げるために、町内会、学校、職場等より身近な地域で交通安全活動の具体的な活動ができる環境作りを支援し、市民総参加の交通安全運動を目指します。

また、歩行者の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図ります。

さらには、安全な運転を確保するため、運転する人の知識・技能の向上と交通安全意識の徹底、運転の管理の改善を図ります。

第二に、交通環境に係る安全対策については、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した施策を進めます。施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要であることから、情報の収集・提供等を積極的に進め、また、有効かつ適切な交通安全対策を推進するための基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化を図ります。

また、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療・被害者救済の充実等を図るとともに地震・津波等に対する防災の観点にも適切に配慮します。

第三に、交通事故防止のためには、関係機関・団体が連携・協働して交通安全活動を推進するとともに、留萌市民の主体的な交通安全活動を促進することが重要であることから、交通安全に関する施策に対し市民が参加できる体制作り、市民が主体的な交通安全総点検や地域の特性に応じた様々な交通安全活動も具体化に向け進めます。

2 重点課題

(1) 高齢者、障がい者及び子どもの安全確保

高齢者が、交通事故によりその尊い命を失う割合が高いこと、今後も高齢化はさらに進むことを踏まえると、高齢者が事故に遭わない、起こさないよう対策の強化が求められています。

そのためには、高齢者が日常的に活動を行っている町内会や老人クラブ、パークゴルフやゲートボール、さらには利用する機会の多い商業施設や医療機関等において、あらゆる機会での交通安全思想の啓蒙や「一声かけ」など地域に密着した取り組みを実施します。

また、障がい者や加齢による身体機能の変化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいようバリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

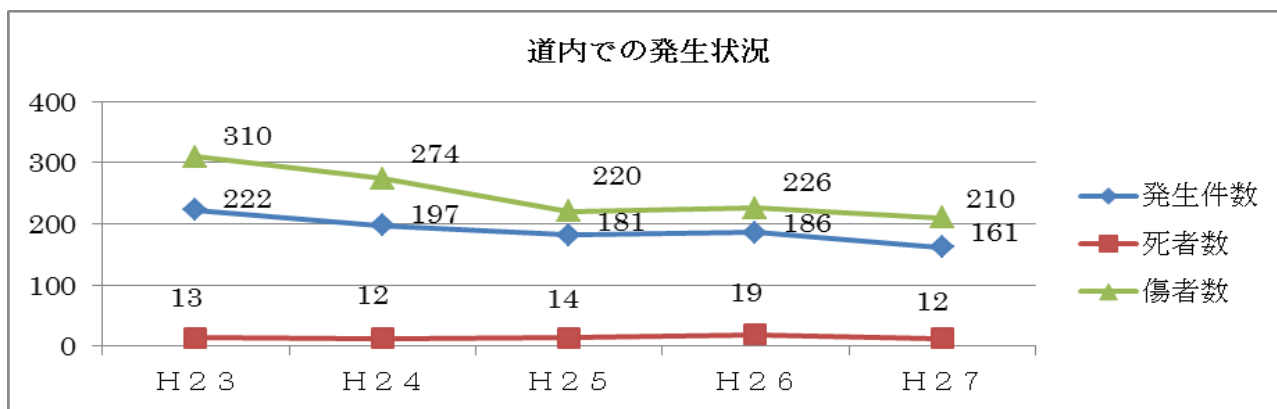
さらに、高齢化社会の進行と同時に考えなければならないのは少子化の進行です。

安心して子どもを生み、育てることができる環境を実現することは、防犯はもちろんのこと交通安全も重要です。子どもたちの安全確保として、市内幼稚園、保育園及び小学校、児童センターでの交通安全教室を、今後も通年事業として実施します。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故の致死率は、飲酒なしの約5.7倍（北海道警察調べ）と非常に高くなることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での取り組みを促進し、市民総ぐるみで飲酒運転の根絶を図ります。

市内においては、過去5年間に飲酒を伴う交通事故が2件、傷者数2人、死者数ゼロとなっていますが、道内では発生件数947件、傷者数1,240人、死者数70人となっています。



平成27年11月30日に、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の下に、社会全体で飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを行うことなどを基本理念とする「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が成立したことを受け、飲酒運転の根絶に向けたさらなる取り組みを実施していきます。

(3) 歩行者及び自転車の安全確保

留萌市での死亡交通事故の状態別では、歩行者が犠牲となる事故が過去5年間で2件発生しております。

交通事故のない安全で安心な街を実現させるために、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることが重要です。

そのためには、「人優先」を基本に、最高速度30キロメートル毎時の区域規制等を前提とした「ゾーン30」を整備するなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要があります。

また、通学路を中心に冬道の歩道確保を図ります。

自転車については、改正道路交通法が平成27年6月1日に施行され、危険な運転を繰り返す人に安全講習を受けるよう義務付けられました。

自転車は、自動車と衝突した場合には被害者となる反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、子どもや若者に交通ルールや事故の怖さを教える活動の強化、ヘルメットの着用、加齢による運転技術や体力の低下が心配な高齢者対策など、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

(4) 市民自らの意識の醸成

交通安全にかかわる行政機関はもちろんのこと、すべての市民が交通事故の危険性を充分認識し、交通事故のない明るい社会を目指し、絶対に「事故を起こさない、事故にあわない」と自ら意識し行動することが重要です。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層推進する必要がありますが、行政機関からの一方的な情報提供や呼び掛けではなく、町内会の総会等で「我が町内会から絶対に交通事故を起こさない、あわない宣言」等のスローガンを掲げ確認しあったり、地域に住んでいる市民自ら交通安全に関する各種活動に直接かかわるなど、交通事故のない安全で安心な交通社会の形成に多くの市民が積極的に参加できる仕組みづくりと交通安全意識の高揚に努めます。

3 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも事故発生箇所の「道路診断」や「危険箇所総点検」等を関係機関で実施し、改良がなされてきました。

今後は、これまでの対策に加え少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを交通事故から守り、高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、通学路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備する等、安全で安心な歩行空間が確保された人に優しい道路交通環境整備を図ります。

交通安全施設等の整備に当たっては、効率的・効果的に事故を削減する観点から、事故が多発している等、道路交通安全の問題が生じている箇所に対して重点的に実施することとし、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結

果を踏まえて対策を立案し実施していきます。

中心部と郊外部、都市間交通の機能強化や深川留萌自動車道を広域幹線道路と位置づけ整備を推進していきます。また、広域幹線道路を補完し、公共施設、観光施設、商業施設等への交通アクセス、緊急時の車両通行に係る機能強化を図るため、道道、都市計画道路及び主要な市道を骨格的幹線道路と位置づけ、整備を推進していきます。

補助幹線道路や生活道路の整備は、留萌市の進める「第4次道路整備5箇年計画(平成29年度～33年度)」により、損傷の著しい路線を優先的に改修し、歩道部については交通バリアフリー法及びユニバーサルデザインに基づいて、人に優しい道路整備を積極的に進めていきます。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身につけるためには、人の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の醸成を促すことが重要です。また、人優先の交通安全思想の下、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることに努めます。

特に、子ども、高齢者の交通安全対策、社会的に大きな問題となっている飲酒運転の根絶、自転車の安全利用については、関係機関、団体、学校等と連携して積極的に取り組みます。

「交通安全教育指針」(平成10年国家公安委員会告示第15号)等を活用し、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。高齢化社会が展開する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化していきます。

さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化していきます。

学校においては、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努めていきます。

具体的な交通安全教育の実施に当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、安全な交通行動を実践できるように必要な情報提供を行います。

①段階的・体系的な交通安全教育の推進

ア. 幼児に対する交通安全教育

幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりでなく、将来、様々な形で道路を通行するときに必要な安全意識を養うことが必要不可欠です。

そのために、市内幼稚園、保育園との連携を強化し、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があり、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて実施します。

これらを効果的に実施するため、交通安全女性指導員を派遣し、講話・紙芝居・腹話術において視聴覚教材等を利用し、わかりやすく指導します。

また、幼児期から交通安全意識を醸成するためには、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努めていきます。

イ. 小学生に対する交通安全教育

小学校に入ると、友達関係の広がりや自転車の利用など、保護者から離れて単独または複数で行動することが多くなり、行動範囲が著しく広がることから、交通事故に遭う危険性が増加します。小学校においては歩行者・自転車利用者として必要な技能の修得や交通ルールの意味及び必要性等についての交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。特に交通安全女性指導員による交通安全青空教室を全小学校で取り組み、さらに全学年が対象となるよう年に複数回の実施を目指します。

ウ. 中学生に対する交通安全教育

中学生は、日常の交通手段として自転車を利用する機会が飛躍的に多くなります。また、この時期は社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階です。

中学校においては家庭・関係機関と連携を取りながら、自転車等で安全に道路を通行するための必要な知識と技能を十分に修得させるとともに、自分だけでなく他の人々にも配慮した安全行動が取れるよう交通安全教育を計画的に実施していきます。

エ. 高校生に対する交通安全教育

高校生は、免許を取得することが可能な年齢に達し、その多くが近い将来普通免許等を取得し、二輪車・自動車等の運転者として交通社会に参加することになります。

高等学校においては家庭及び関係機関・団体と連携や協力を図りながら、特に自転車利用のルールやマナー向上のための技能と知識を習得させるとともに、生徒自らの交通安全活動への参加促進や交通社会の一員として自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目指します。

さらに、留萌警察署及び留萌市交通安全協会が実施する「サイクル・セーフテイラー」の継続を支援し、交通安全に対する意識付けを図ります。

オ. 成人に対する交通安全教育

成人は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識や技能、危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識及モラルの向上を図ることが必要です。

また、地域・職域における各種講演会への参加、体験、実践型の交通安全教室を積極的に開催し、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、信号無視・速度超過・飲酒運転等死亡事故に直結する悪質で危険性の高い運転を防止するための自主的な安全行動と、交通安全に対する意識付けを図ります。

カ. 高齢者に対する交通安全教育

高齢者は、単位老人クラブ、老人クラブ連合会、あかしあ大学、町内会と連携を取りながらあらゆる機会を利用し交通安全啓蒙教室を進めていきます。

また、夜間における歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、モデル地区を設定しての家庭訪問による個別指導、市内交差点、商店街、医療機関等での交通安全街頭指導、夜光反射材・啓蒙パンフレット等の配布や着用促進をこれからも進めます。

さらに、関係機関と連携し参加・体験型の講習会などを開催し、身体機能の変化が歩行時及び運転時に及ぼす影響を理解できるような実践型交通安全教育を推進します。

また、高齢運転者による交通事故等の大きな原因となっている認知症への対策として、道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正（平成27年6月公布）により、75歳以上の高齢者については、運転免許更新時の認知機能検査及び臨時適性検査等により、認知症の疑いがある者に対して医師の診断を受けることが義務付けられたことから、運転に不安を感じている本人や家族の心配など、運転免許を返納したい方や返納させたいという方のために、運転免許自主返納の啓発に努めます。

キ. 障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対しては、交通安全のための必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を提供するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

また、自立歩行が出来ない障がい者に対しては、介護者・交通ボランティア等の障がい者に付き添う者を対象とした講習会等を関係機関と連携して開催します。

②交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア. 期別交通安全運動の推進

春・秋の全国運動、夏・冬の全道運動の年4期40日運動に、関係機関と綿密な連携の下に全力を挙げ取り組みます。

また、「交通安全旗の波作戦」や「市民総決起大会」等、多くの市民が参加する交通安全運動や、現在取り組まれているMROパトライト監視作戦・年末特別運動等、今後も継続して開催されるよう関係機関と連携を図っていきます。

さらに、町内会や地域での交通安全運動も着実に根付いてきていることから、今後、町内会への「交通安全旗」の斡旋を進め、市内全域での交通安全運動の気運を盛り上げていきます。

イ. 地域・町内会単位での子ども・高齢者交通安全対策の推進

子ども・高齢者を交通事故から守るためには、地域ぐるみで交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず隣近所や町内会単位で見守り、指導していくことが重要です。

現在、町内会や単位老人クラブ及び企業等が独自で実施している「交通安全旗の波運動」や地域敬老会での「交通安全教室」等を全市的に広げ、行政・地域・団体が行う交通安全事業の連携を強化していきます。

また、高齢者に対しては、平成22年度から始まった「シルバーアドバイザーの店」を利用して、声かけ運動を実施していくとともに、登録店の拡大を積極的に進めていきます。

さらに、現在各学校区で実施している「見守り隊」等の活動による児童生徒の交通安全・防犯対策の充実のため、リーダー育成等を通して地域ごとの交通安全意識の向上を図り、留萌市全体の意識向上を目指します。

ウ. シートベルト・チャイルドシートの着用・使用の推進

留萌市のシートベルト着用率(運転席・助手席)は90%後半で推移しております。

しかしながら、道内における自動車乗車中の死者の4割はシートベルトを着用していない実態にあり、着用していれば助かった可能性が高いケースが少なくはありません。

今後も後部座席を含めた全ての座席における100%着用を目指し、着用徹底の啓発活動を推進していきます。

また、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努めます。

エ. 自転車の安全利用の推進

自転車は、子どもから高齢者まで誰もが簡単に利用できる便利な乗り物ですが、反面、歩行者と衝突した場合には凶器となる側面も有しており、交通社会に参加する者としての十分な自覚と責任が求められます。

中学生・高校生による歩道上での暴走行為、無灯火走行、携帯電話使用による運転等が見かけられることから、中学生や高校生の自転車利用のマナー向上に向け、関係機関と連携を密に図ります。

今後も自転車安全利用に対する社会的関心を高めるとともに、小学校での「自転車青空教室」を継続的に開催し、同時に自転車販売店の協力による点検整備や夜光反射材配布などの自転車安全利用の啓発活動を進めます。

オ. デイ・ライト運動の一層の浸透・定着

昼間における自動車等の運転時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全

を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図ります。

カ. 交通安全に関する広報の推進

交通安全意識の普及高揚を図るため、期別交通安全運動はもとより、その他各種取り組みを効果的に展開し、また、交通事故実態を的確にとらえ、地域、職域、学校、家庭等の場に応じた広報媒体を計画的かつ積極的に活用し、日常生活に密着した広報活動を展開します。

特に、「広報るもい」や「町内会回覧」「市・ホームページ」「市・メールマガジン」等、家庭向け広報媒体を積極的に活用し、交通弱者の保護や無謀運転及び飲酒運転の追放等、交通安全意識の高揚を家庭から図られるよう進めます。

また、報道機関への情報提供に努め、交通ルールとマナー向上に向け理解と協力を求めています。

(3) 安全運転の確保

安全運転を確保するために運転者教室の充実に努め、運転者の能力や資質の向上を図ります。また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業等の自主的な安全運転管理対策の推進や自動車運送事業者等の行う運行管理の充実に図ります。

特に今後も増加が予想される高齢運転者に対する教育等の充実に図ります。

①安全運転教育の充実

運転者が安全に運転しようとする意識や態度を育成するとともに、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるために運転者教育の充実に図ります。

高齢運転者対策として、安全に運転を継続できるよう支援する施策を充実させる観点から、高齢運転者に自己の運転行動の傾向を認識していただくため、関係機関と連携しながら安全運転適応診断の機会を多く設定します。

また、高齢運転者標識（高齢者マーク）で安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、取り付けた自動車に対する保護意識を高める呼び掛けを行います。

事業用自動車の運転者には、一般の運転手よりも高い知識や技能が求められていることから関係団体・機関との連携を密にし、実践的・専門的かつ高度な安全運転知識・技能についての研修等を実施するとともに、運転者の安全運転を確保するため必要な業務を行う交通安全教育指導者（運行管理者等）の育成に努めます。

シートベルト・チャイルドシート及びバイクの乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため関係機関・団体と連携し、各種講習や交通安全運動等あらゆる機会を通じて、非着用死者の実態、着用率、着用効果の啓発等着用推進運動を積極的に行います。

②安全運転管理の推進

運転管理の推進及び運行管理の充実については管理者に対する講習の充実等により、安全運転管理者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内での交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導します。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実・強化し、安全運転業務の徹底を図ります。

さらに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者責任を追及し、安全運転の徹底を図ります。

③道路交通に関連する情報の充実

道路交通安全に影響を及ぼす自然現象等について、関係団体・機関の電光掲示板やFMもえる等を通じ情報提供の充実を図ります。

(4) 救助・救急活動の充実

救助救急活動状況は、ここ数年、出動件数約800件、搬送人員も約800人程度で推移し、今後も同水準の状況が続くと思われまます。そのうち、交通事故による出動件数、搬送人員数は平成23年が38件、56人、平成27年は35件、40人と若干ではありますが減少傾向にあります。

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関の緊密な連携や協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を進めていくとともに、平成21年度10月から運航が開始された道北ドクターヘリにつきましては、一刻も早く治療を開始することにより救命率の向上や後遺症を軽減させるため、関係機関・団体と連携した取り組みを行います。

(5) 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的に多大な打撃を受け、又はかけがえのない生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われています。

交通事故被害者等を支援するため、交通事故相談、交通事故被害者等に対する支援制度の充実を図るとともに、その心情に配慮した対策を推進します。

交通事故被害者等を救済するため、次のとおり事業等の実施及び普及を進めます。

①交通遺児への支援

交通遺児の育成及び援助については、「留萌市交通遺児就学等助成基金条例」に基づき、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。

②交通事故被害者等への支援

交通事故被害者等の心情に配慮した対策としては、交通事故による被害者、その家族や遺族の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応し、きめ細かい相談業務の体制として、旭川弁護士会で行う無料法律相談、及び道交通事故相談所等を適切に紹

介し、各種相談機関との連携を密にして相談体制の充実に努めます。

(6) 冬季における交通安全の確保

留萌市の冬季の気候は、1年間のうち3分の1（11月～3月）が雪に覆われる積雪寒冷地帯です。積雪量が多く、風の特徴としては海からの西北西及び西南西の強風が吹き、日照時間も少ないことから、冬季交通環境は極めて厳しい地域です。

その影響は、吹雪による視認障害、積雪による道路幅員の減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故、歩行者の転倒等があり、第9次計画中の5年間の冬季（11月～3月）の事故発生件数の全体に占める割合は、発生件数55件（42.3%）、死者数0人（0.0%）、傷者数68人（41.5%）と、年間の4割強を占めることから、冬期間の交通事故の防止に当たっては、その特殊性に対応した対策が不可欠です。

このような状況の中、冬季の安全な道路交通を確保するため、道路管理者との連携を密にし、市民の理解と協力の下、これまで述べてきた通年に係る施策に加え、次に掲げる冬季の交通安全に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進します。

①冬季道路交通環境の整備

冬季に対応する道路交通環境の整備については、坂道が多い特殊性も考慮しながら積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布を実施し、良好な道路環境の維持に努めます。

また、除・排雪時に支障になるばかりでなく、快適な道路通行環境を阻害する「駐車違反」については、警察署の摘発等厳しい姿勢で臨むとともに、地域ぐるみで「駐車違反の一掃」を図る気運を盛り上げます。

②冬季交通安全思想の普及徹底

冬季における道路交通は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要であります。

このため、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れるなど、より効果的な交通安全思想の普及に努めます。

第 10 次留萌市交通安全計画
平成 29 年度～平成 33 年度

平成 29 年 3 月 23 日

留萌市交通安全対策会議

留萌市総務部総務課危機対策係

TEL (0164) 56-5005
